

## 会 議 録

会 議 名 (審議会等名)	平成19年度 第3回川西市公民館運営審議会		
事 務 局 (担 当 課)	生涯学習部 中央公民館 (内線 4580)		
開 催 日 時	平成19年10月24日(水)9時30分～11時20分		
開 催 場 所	川西市中央公民館 3階 講座室		
出 席 者	委 員	敷地委員長・後藤副委員長・小柳委員・佐道委員・武村委員・生田委員・十河委員・池田委員・福島委員 計9名	
	そ の 他		
	事 務 局	中本部長・玉邑室長・後藤館長・横田主幹・山川課長・山川館長・吉田館長・大塚館長・宮崎館長・白岩館長・溝口館長・畑館長・南館長・大日野館長・小田副主幹・神吉主任 計17名	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会 議 次 第	1. あいさつ 2. 報告事項 (1) 阪神地区公民館運営審議会委員連絡協議会委員研修会について (2) その他 3. 議題 (1) 公民館貸館事業について 4. その他		
会議結果	別紙のとおり		

# 審 議 経 過

No. 1

	<p>1. あいさつ</p> <p>敷地委員長 中本部長</p> <p>2. 報告事項</p> <p>(1) 阪神地区公民館運営審議会委員連絡協議会委員研修会について</p> <p>日時 平成19年10月18日(木) 13時30分~</p> <p>場所 西宮市立中央公民館</p> <p>生田委員、小柳委員、後藤館長、敷地委員長報告</p> <p>(2) その他</p> <p>中央公民館高圧受電設備改修工事に伴う貸館休止について 高圧受電設備改修工事が20年3月10日から27日まで行うことになり、中央公民館、文化会館及び生涯学習センターの受電ができなくなるため、貸館を休止します。事務所は通常どおり業務を行います。</p> <p>各グループには既に文書でお知らせし、入口には掲示をしています。また、11月1日号の広報紙でPRをおこないます。</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) 公民館貸館事業について</p> <p>事務局説明</p>
委 員	<p>文化会館、コミセンなどの類似施設との調整はできているのか。 体育施設の料金設定の条件はどうなっているのか。</p>
事務局	<p>受益者負担の観点から考えている。基本的にはそれぞれの施設の運営経費を基礎に積算している。中央と地区館でも異なる。体育施設は受益者負担率は75%、文化会館、コミュニティセンターは75%、公民館は50%となっている。文化会館の料金は改定する</p>

\* 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

	<p>予定で、公民館の約1.5倍となる。</p>
委員	<p>登録グループが体育施設を使用できるのか。</p>
委員	<p>体育館は冷暖房がなく、使用料では判断しないのではないかと。</p>
委員	<p>研修室は、公民館と同じように使用できる。</p>
委員	<p>大集会室の使用は、グループの人数が少ない場合、負担が大きくなるのではないかと。類似施設の料金は改定しないのか。</p>
事務局	<p>他の施設との整合性がもてないことから、過去中止にした経緯があり、政策室が全庁的な整合性を図りながら進めている。生涯学習センター、コミュニティセンター等も有料化していく。 また、大集会室は通常の単価で積算した使用料よりも軽減している。</p>
委員	<p>体育施設も有料であり異論はないのではないかと。</p>
委員	<p>使用の時間を1時間単位とできないか。お昼はなぜ閉めるのか。</p>
委員	<p>実態として使用時間が守れないことがある。終わりが延びたりすると後の方が時間通り始められなくなる。管理側からすると大変である。</p>
委員	<p>使用者側が気をつければよい問題である。</p>
事務局	<p>中央公民館で数グループに聞いたところ、2時間で学習できるグループもあったが、学習の内容によって準備が必要なグループは短いといっている。</p>
委員	<p>館の使用に条件を入れ、常識的なものとして時間内に終わる。ごみを整理する。守るべきものは守っていただく。昼の掃除はいらないのではないかと。2時間区分に分けることができるようにしてはどうか。</p>
事務局	<p>基本は3区分としている。地区館は現状として午後に競合している場合は、解決策として2区分に分けて使用いただいているので、午後のみ2時間ずつに分けて使用できる旨規定する。</p>

\* 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

事務局	中央は文化会館と共用しており、一般貸しは文化会館として公民館使用と区別しなければならず問題となる。
委員	使用料が高いと感じる。
事務局	一番高いグループは、中央の大集会室を月4回使用しているグループで、1ヶ月当たり11,600円の負担となり、会員数が10人のため1人当たり1,160円の負担となる。地区館では、月2回の使用で月3,800円、会員数が9人で1ヶ月423円の負担となる。1回当たりにすると2百数十円の負担となる。平均は、今のところ出ていないが、安いグループは一桁台もある。
委員	1人あたりにすると高いと感じない。
委員	時間帯は現行では変えられないと思うが、市民から意見ができればしっかり時間区分ができない理由を説明できるようにしていただければよい。他市の状況はどうか。
事務局	猪名川町だけが時間区分で行っている。他の阪神間は3区分で行っている。時間区分にすると好い時間を先に取って残った時間は活用できなくなる。
委員	中央と地区館との違いを説明できるようにしていただきたい。減免については次の機会に議論するのですね。
委員	一般の主婦がみて有料化にしなければならない理由を説明できるようにしてもらいたい。
事務局	あくまで受益者負担の考えに基づくものである。
事務局	将来的には、利用者も増えると思うので市民の声を聞きながら、その時々に応じて有効活用を考えていく。
委員	地区館はコミセンと併用している。コミは政治、商売等の利用もあるので社会教育との有料化をきっちり分けないと職員が戸惑うと

\* 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

	<p>思う。市民活動と生涯学習を分けていかないと説明がつかない。</p>
委員	<p>学校施設を貸すことは社会教育法上は可能であるが、貸してほしいと言われたときに、どのように対応していくのか懸念している。体育館はスポーツ21に貸している。</p>
委員	<p>学校の行事で公民館を使用するときは、減免を配慮してほしい。</p>
委員	<p>新しいグループに空き情報を知らせてほしい。</p>
事務局	<p>新しく活動される場合は、事前に事務局に相談にこられるので活動できる区分を調整しながら登録している。</p>
委員	<p>個人の利用はできないのか。</p>
事務局	<p>地区館では集会室のみコミュニティセンターとして利用できる。また、中央は文化会館を利用されている。</p>
委員	<p>部屋以外のロビー、階段で展示をした場合の料金は。</p>
事務局	<p>無料である。</p>
委員	<p>登録グループの使用許可は1年間あるが、行政が優先的に使用している。急に割り込んでくる場合はどうするのか。</p>
事務局	<p>1年間の活動日を指定しているが、正式に申し込みがあった後の</p>

\* 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

	行政利用は断っている。
委員	規則できっちり定め、登録グループ説明会の段階で説明できるように。有料になると高いサービスが求められる。また、コミュニティとの関係もきっちりするようにしてほしい。
委員	できるだけ安く笑顔で対応し、貸館ができるようにしてほしい。市議会、利用者に十分な説明をしてしてほしい。

\* 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。